

## 福祉施設等における一般雇用に関する理解の促進等、 障害者福祉施策等との連携の一層の強化について

～ 平成18年4月18日付け職高発第0418001号通達のポイント ～

改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法の施行を踏まえ、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、

- 福祉施設等に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるとともに、併せて、養護学校等や医療機関等への働きかけ、障害者本人やその保護者への働きかけ等も行い、
- さらに、個別支援の各段階に応じ、関係機関・施設等の間において、個々の障害者に対する支援を着実につないでいくための、一層緊密な連携の確保を図ることとした。

### 1 福祉施設等における就労支援の現状等の把握

- 公共職業安定所は、管内の福祉施設等を訪問して、その現況、一般雇用への移行に対する考え方等を把握し、「福祉施設等就労支援データベース」を整備する。

### 2 「障害者就労支援基盤整備事業」の実施

#### (1) 事業の概要

障害者雇用に実績のある企業関係者等の知識・経験や就労支援の実績がある施設の取組事例を活用して、福祉施設等における、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進、就労支援に関する理解・ノウハウの向上を図る（都道府県労働局が実施）。

#### ○ 「福祉施設等就労支援セミナー」の実施

福祉施設等の職員等を対象として、一般雇用に関する理解や就労支援の方法に関する基礎的な知識を高め、就労支援を効果的に行えるようにするための「福祉施設等就労支援セミナー」を実施する。

#### ○ 「障害者就労アドバイザー」による助言

企業における障害者の雇用管理・作業指導について豊富な知識・経験を有する者を「障害者就労アドバイザー」として登録し、個別の福祉施設等に派遣して、就労支援に関する指導方法等について助言等を行い、就労支援体制の強化を図る。

## (2) 都道府県の福祉担当部局等との調整・連携

- 都道府県の福祉担当部局等と調整・連携し、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行に関する都道府県の方針と連動して、計画的に、セミナーの実施、アドバイザーの派遣を行う。

## (3) 事業の発展的な展開

- セミナーの実施と併せて、事業所見学会等を積極的に実施する。
- 地域障害者職業センターが実施する「地域職業リハビリテーション推進フォーラム」等、就労支援に関する種々の機会を活用する。
- 養護学校等や医療機関等に対しても、セミナーや事業所見学会等への参加の働きかけ等を行う。
- 障害者本人やその保護者に対しても、セミナーや事業所見学会等への参加の働きかけを行い、一般雇用への移行に対する安心感の醸成を図る。
- 福祉施設等や障害者本人への働きかけ等を通じて、一般雇用を希望する障害者を把握した場合には、公共職業安定所は、当該福祉施設等、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、チーム支援による一般雇用に向けた一貫した個別支援を実施する。

## 3 個別支援を着実につなぐための、福祉施設等との連携の強化

### (1) 就労移行支援事業予定者との連携関係の確立

公共職業安定所は、就労移行支援事業の実施を予定している事業者とあらかじめ連携関係を確立し、当該事業を利用する障害者の円滑な就職や、離職した障害者の再就職チャレンジに向けた、継続的な支援の構築を図る。

### (2) 障害者就業・生活支援センターとの連携

生活面の支援が必要な障害者や、就職後において継続的な職場適応支援が必要と考えられる障害者については、公共職業安定所は、求職活動の段階から障害者就業・生活支援センターへの登録も勧奨する等により、当該センターとの緊密な連携による効果的・継続的な支援を実施し、円滑な就職及び職場定着を図る。

### (3) ジョブコーチ支援実施機関との連携

都道府県労働局及び公共職業安定所は、ジョブコーチ支援を実施する機関との日常的な連携の確保に努め、地域障害者職業センターとの連携を図り、これらの機関による支援を効果的に活用し、障害者の円滑な就職及び職場適応を図る。

### (4) 障害者委託訓練受託法人等との連携

都道府県労働局及び公共職業安定所は、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」の受講生や委託先の開拓について、障害者職業訓練コーディネーター等との緊密な連携を図る。また、障害者委託訓練受託法人等と訓練受講者に係る情報を共有し、訓練修了後の着実な職業相談・職業紹介につなぐよう努める。

### (5) 養護学校等との連携

公共職業安定所は、就職を希望する生徒の就職支援を効果的に進めるため、養護学校等が行う「個別の教育支援計画」の策定に協力するとともに、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関や地域の関係機関を含めた支援体制の構築を図る。

### (6) 医療機関等との連携

公共職業安定所は、精神障害者の円滑な就職を促進するため、引き続き「医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業」の実施等により、医療機関等との連携を深め、医療・生活支援から就業支援まで含めた円滑な支援活動を展開できる環境整備を図る。

### (7) 「就労支援関係機関一覧」の作成と活用

公共職業安定所は、地域の就労支援関係機関について「就労支援関係機関一覧」を作成し、障害者に対する個別の支援に活用するほか、地域の支援ネットワークの強化に役立てる。

### (8) 公共職業安定所内の体制の整備

公共職業安定所は、管内事業所の障害者の採用動向の把握、障害者求人の確保、求人 of 適切な整理等により、迅速かつ的確なマッチングの実現に努める。

また、公共職業安定所の全職員が、障害や障害者について正しく理解し、障害者の就労支援について情報を共有して、組織としての的確な対応ができる体制を整える。

#### (9) 「就労移行課題チェックリスト」の効果的活用

障害者が一般雇用に移行するための課題を把握し、課題を改善していくための支援計画を作成し、実行するに当たっての、労働・福祉の共通ツールとして開発中の「就労移行課題チェックリスト」の効果的な活用を図る。

(「就労移行課題チェックリスト」は、本年7月頃に完成予定)

### 4 その他

#### (1) 障害福祉計画の策定への関与

都道府県労働局は、障害者自立支援法に基づく都道府県及び市町村による「障害福祉計画」の策定に積極的に関与するとともに、当該計画に盛り込まれる「福祉施設から一般就労への移行」に関する目標の達成に向けた取組を行う。

#### (2) 「障害者雇用支援合同会議（仮称）」への積極的な関与

都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県ごとに設置される「障害者雇用支援合同会議（仮称）」に積極的に関与し、目標達成に向けた連携体制を強化する。

#### (3) サービス管理責任者研修への協力

都道府県労働局は、障害者自立支援法による「サービス管理責任者研修」の実施に当たって、都道府県の福祉担当部局との連携の下、労働関係機関の関係者が必要な協力を行うことができるよう、関係機関との調整等を行う。

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

福祉施設等における一般雇用に関する理解の促進等、  
障害者福祉施策等との連携の一層の強化について

障害者雇用施策と障害者福祉施策との有機的な連携については、今般の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、連携について同法に規定されるとともに（同法第6条）、障害者自立支援法においても、同様の規定が設けられたところであり（同法第2条第1項第1号及び第42条第1項）、これらの規定の下で、両者の一層緊密な連携を図りつつ、福祉的就労から一般雇用への移行の促進、就業・生活の両面にわたる一体的な支援の実施等の連携施策を、着実に展開していくことが求められている。

特に、福祉的就労から一般雇用への移行を促進していくためには、障害者自立支援法による施設体系の抜本的見直しを踏まえ、各公共職業安定所において、管内の福祉施設等における就労支援の現況や今後の意向等をあらためて十分に把握するとともに、雇用施策の側から福祉施設等に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を働きかけること等により、福祉施設等における就労支援の取組の強化を促し、これを基盤として、一般雇用への移行に向けた各般の施策を展開していくことが必要となっている。その際には、併せて、福祉施設等を利用している障害者本人やその保護者に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進等のための働きかけを行うことも、重要である。

また、個々の障害者に対する就職や職場定着の支援に関しては、知的障害者、精神障害者等、よりきめ細かな支援を必要とする者が増加しており、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等により、今後さらに増加するものと見込まれる。このような中において、労働関係機関と福祉施設等の緊密な連携によって効果的な個別支援を行っていくためには、支援の各段階に応じて、関係機関・施設等の間において、個々の障害者に対する支援を着実につないでいくことが、きわめて重要である。

そこで、上記のような課題に対応し、障害者雇用施策と障害者福祉施策の連携の一層の強化を図るため、今般、福祉施設等に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」（以下「基

盤整備事業」という。)を新たにすべての都道府県労働局において実施することとし、併せて、障害者本人やその保護者への働きかけ等、基盤整備事業の発展的な展開を図るとともに、個別支援の各段階に応じた労働関係機関と福祉施設等の一層緊密な連携の確保を図ることとした。これらについての具体的内容は、下記のとおりであるので、遺漏のないよう対応していただきたい。

また、上記のような課題は、養護学校等の生徒の就職支援等に係る教育機関との連携や、精神障害者の就職支援等に係る医療機関等との連携に関しても、同様であることから、これらについても、下記により併せて対応していただきたい。

なお、本通達の内容については、職業能力開発局及び社会・援護局障害保健福祉部並びに文部科学省と調整済みであり、本通達の写しを、都道府県の労働担当部局及び福祉担当部局に送付するとともに、文部科学省から都道府県教育委員会の特別支援教育担当部局に送付することとしているので、申し添える。

## 記

### 第1 福祉施設等における就労支援の現状等の把握

#### 1 「福祉施設等就労支援データベース」の整備

##### (1) 公共職業安定所における整備

雇用施策の側から福祉施設等に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけ、これを基盤として、雇用と福祉の連携の下、福祉的就労から一般雇用への移行に向けた各般の施策を展開していくためには、まず、地域において、いかなる福祉施設等が存在しており、それらが障害者に対していかなる支援を行っているか等について、的確に把握しなければならない。

このため、公共職業安定所は、都道府県福祉担当部局が障害者自立支援法の10月施行に向けて実施する福祉施設等に対する移行希望調査と歩調を合わせて、管内の福祉施設等を訪問し、各福祉施設等の現況を直接把握するとともに、必要に応じてアンケート調査を実施すること等により、就労支援の取組の状況等について把握し、これらを踏まえ、以下のイ、ロ、ハにより「福祉施設等就労支援データベース」として整備すること。

その際には、雇用施策の担当として、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行後におけるサービス提供の在り方について、各福祉施設等がどのような意向・方針を持っているか等についても把握に努めること。併せて、下記第2の基盤整備事業をはじめとする障害者雇用施策の取組について、福祉施設等に対して情報提供すること。

なお、都道府県労働局は、都道府県福祉担当部局より当該移行希望調査の実施

計画等を把握し、公共職業安定所に情報提供すること。

また、把握したデータについては、定期的に（少なくとも年1回）、最新化を図ること。

#### イ 対象とする福祉施設等

把握の対象は、次の施設とする。

- ① 身体障害者授産施設、身体障害者更生施設
- ② 知的障害者授産施設、知的障害者更生施設
- ③ 精神障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設
- ④ 小規模作業所
- ⑤ 障害者自立支援法に規定する就労移行支援事業又は就労継続支援事業を行うことを予定している者の数
- ⑥ その他、①～⑤に順ずる施設

#### ロ 整備するデータ

- ① 基本情報：名称、種別、所在地（地図）、経営法人、対象地域 等
- ② サービス内容：定員数、利用時間、作業・訓練内容、スタッフ体制、施設等が行っている地域活動 等
- ③ 利用者の状況：現在の利用者数、利用者の入所経路、一般雇用への移行実績 等
- ④ 施設の方針等：一般雇用への移行に対する考え方、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行についての方針 等

#### ハ データベースのフォーム

別添様式（Excel シート）によるものとするとし、必要に応じ、新たな項目を追加することができるものとする。

### (2) 都道府県労働局における整備

公共職業安定所において整備したデータベースについては、都道府県労働局においても、基盤整備事業への活用等を図るため、局レベルのデータベースとして集約しておくこと。

## 2 「福祉施設等就労支援データベース」の活用

上記1により整備したデータは、次のように活用を図ることとする。

このため、福祉施設等から情報を得る際には、把握したデータの活用方法を説明し、了解を得ること。

- ① 下記第2及び第3の各施策を実施するための基礎データとして、活用すること。
- ② 障害者から、就労支援に関する相談があった場合に、必要な情報提供を行うこと。

- ③ 職業紹介、雇用率達成指導等において、事業主から、障害者の雇用に関し、生活面等の支援に関する相談があった場合等に、必要な情報提供を行うこと。

## 第2 基盤整備事業の実施

### 1 基盤整備事業の効果的な実施

#### (1) 事業の趣旨・概要

##### イ 趣旨

障害者の福祉から一般雇用への移行促進の基盤として、障害者雇用実績のある企業関係者等の知識・経験や就労支援の実績がある施設の取組事例を活用して、福祉施設等の一般雇用についての理解の促進、就労支援に関する理解、ノウハウの向上を図る。

##### ロ 事業の概要

###### (イ) 福祉施設等就労支援セミナーの実施

福祉施設等の職員の一般雇用に関する理解や就労支援の方法に関する基礎的な知識を高め、就職を希望する福祉施設利用者に対する就労支援を効果的に行えるようにするため、福祉施設等を対象とした「福祉施設等就労支援セミナー」（以下「セミナー」という。）を実施する。

###### (ロ) 障害者就労アドバイザーによる助言

企業における障害者の雇用管理、作業指導について豊富な知識、経験を有する者を「障害者就労アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として登録し、個別の福祉施設等に対してその利用者の就労意欲及び能力を高めるための指導方法等に関する助言を行い、福祉施設等における障害者の一般雇用に向けた支援体制の強化を図る。

##### ハ 実施要領

基盤整備事業の実施要領（以下「実施要領」という。）は、別紙1のとおりとする。

また、実施要領の制定に伴い、平成17年4月1日付け職高発第0401009号「地域障害者就労支援事業の実施について」の別紙「地域障害者就労支援事業実施要領」は、別紙2のとおり改正することとしたこと。

#### (2) 都道府県福祉担当部局等との調整・連携

##### イ 都道府県福祉担当部局等との調整

福祉施設等に対する一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化の働きかけは、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行に関する各都道府県の方針と連動して計画的に行うことが、効果的である。

したがって、基盤整備事業の実施に当たっては、セミナーの実施場所・時期、アドバイザーの派遣対象施設の選定等について、都道府県の福祉担当部局及び労働担当部局との調整を行う場を設け、都道府県側に本事業の趣旨・内容について十分な理解を得るとともに、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行に関する都道府県の具体的な方針（例えば、当面、どの障害保健福祉圏域において就労支援の強化を重点的に行うか等）を把握した上で、都道府県側との調整を行い、実施要領第3の年間実施計画を策定すること。

また、上記の調整の場を随時活用して、基盤整備事業の実施状況やその成果、都道府県側の施策の動向等を相互に確認し、基盤整備事業の一層効果的な推進に努めること。

#### ロ 都道府県福祉担当部局等と連携したセミナーの実施

セミナーの実施に当たっては、都道府県や開催地の市町村の後援名義を得る等、都道府県等との連携を確保して実施するとともに、例えば、都道府県や市町村の福祉担当部局等が実施する福祉施設等向けの障害者自立支援法に関する説明会と時期・場所を合わせて実施する等、都道府県福祉担当部局等と連携して効果的な実施に努めること。

なお、都道府県や市町村の福祉担当部局等が福祉施設等を対象とする説明会等を開催するに当たり、当該福祉担当部局等から雇用施策等についての説明を依頼された場合は、これに積極的に対応すること。

#### ハ セミナーの実施時期

セミナーの実施時期については、その趣旨から、年間複数回開催するうちの1回は、障害者雇用支援月間である9月に実施することが望ましいこと。

特に平成18年度においては、新サービス体系への移行に係る障害者自立支援法の施行期日が本年10月1日であることから、これを念頭において9月中に必ず実施すること。

#### ニ 都道府県福祉担当部局等と連携したアドバイザーの派遣

アドバイザーの派遣に当たっては、派遣対象の福祉施設等の了解を得た上で、アドバイザーに、都道府県労働局や公共職業安定所の職員のほか（下記(3)ロ）、都道府県や市町村の福祉担当部局、労働担当部局の職員等が同行することができるものであること。

### (3) 都道府県労働局と公共職業安定所の協調

#### イ セミナーの実施

個々のセミナーの実施に当たっての福祉施設等に対する参加の呼びかけ等については、都道府県労働局と協調して、福祉施設等の所在地を管轄する公共職業安定所が行うこと。

#### ロ アドバイザーの派遣

都道府県労働局が福祉施設等から直接受けた派遣依頼によってアドバイザー

を派遣する場合は、都道府県労働局は、当該福祉施設等の所在地を管轄する公共職業安定所に対して、事前にアドバイザーの派遣について知らせること。

また、アドバイザーの派遣に当たっては、派遣対象の福祉施設等の了解を得た上で、アドバイザーに、都道府県労働局や公共職業安定所の職員が同行することができるものであること。

#### (4) 障害者就業・生活支援センター等との連携

都道府県労働局は、管内の障害者就業・生活支援センターに対し、その所在地を管轄する公共職業安定所を通じて、基盤整備事業の趣旨・内容や年間実施計画を周知し、十分な理解を得るとともに、基盤整備事業の実施に当たって、障害者就業・生活支援センターの担当者にセミナーでの講演を依頼する等、障害者就業・生活支援センターと積極的な連携を行うこと。

また、都道府県や市町村の事業として就労支援を実施している機関や、既に一般雇用への移行に実績を上げている福祉施設等に対しても、同様の積極的な連携を行うこと。

#### (5) その他

基盤整備事業の実施に当たっては、平成17年度における「地域障害者就労支援事業」におけるセミナー等の実施状況が、先駆的取組事例として参考となるものであることから、当該事業の実施状況を取りまとめた資料を別途配付することとするので、参考とすること。

## 2 基盤整備事業の発展的な展開

### (1) 事業所見学会等の実施

一般雇用や雇用支援策に関する理解を促進するためには、セミナーによる知識の習得だけでなく、障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業や、既に一般雇用への移行に実績を上げている福祉施設等を見学することも、きわめて効果的であることから、都道府県労働局及び公共職業安定所は、セミナーの実施と併せて、このような見学会を積極的に実施すること。

その際に、地域によっては、既に事業所見学会等を実施している民間の就労支援団体が存在する地域もあることから、当該見学会の活用等、このような団体との連携にも配慮すること。

### (2) 高齢・障害者雇用支援機構が実施する講座等の活用

福祉施設等に対しては、セミナーや事業所見学会等を実施するほかにも、就労支援について触れる種々の機会について情報を提供し、参加を勧奨していくことが重要である。

特に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構では、地域障害者職業センターにおいて、福祉・医療等の機関の就業支援担当者や企業の担当者を対象として、地域ごとのテーマにそって就業支援に関する意見交換やシンポジウムなどを行う「地域職業リハビリテーション推進フォーラム」、福祉・医療などの機関の就業支援担当者を対象として、就業支援に関する基礎的な知識を習得するための「地域就業支援基礎講座」を実施するとともに、障害者職業総合センターにおいて、全国の福祉、医療・保健等の関係機関の職員等を対象として、職業リハビリテーションの基本的知識や、課題（障害）に応じた実践的な支援技術の基礎の習得を目的とした「職業リハビリテーション実践セミナー」を年2回、広く全国の職業リハビリテーション関係者を対象として、職業リハビリテーションに関する研究調査や実践経験の成果などを発表する「職業リハビリテーション研究発表会」を年1回実施しているため、公共職業安定所は、地域障害者職業センターと連携して、福祉施設等に対し、これらに関する情報を提供し、参加を勧奨すること。

このうち、特に「職業リハビリテーション実践セミナー」については、他の都道府県の福祉施設等と直接交流する中で、就労支援の取組等についての情報を交換できるという大きなメリットがあるので、周知に努めること。

また、上記の講座等の受講だけでなく、地域障害者職業センターにおいて実際に行われている就労支援サービスを見学することも大きなメリットがあるので、都道府県労働局及び公共職業安定所は、地域障害者職業センターと調整して、福祉施設等の職員による見学の機会を設定するよう努めること。

### (3) 養護学校等や医療機関等に対する働きかけ

基盤整備事業の対象は、実施要領第2の1の(1)及び2の(1)の福祉施設等であるが、就職を希望する障害者が一般雇用に就くことができる環境の整備を広く進めていくためには、盲・聾・養護学校（以下「養護学校等」という。）や医療機関、保健所及び精神保健福祉センター等（以下、福祉施設等に含まれる精神障害者社会復帰施設を併せて「医療機関等」という。）に対しても、福祉施設等と同様に、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけていく必要がある。

したがって、都道府県労働局及び公共職業安定所は、養護学校等の教諭や医療機関等の関係者に対するセミナーや事業所見学会等への参加勧奨等、養護学校等や医療機関等に対しても、基盤整備事業のメニューや上記(1)及び(2)のメニューの活用を図るとともに、必要に応じ、養護学校等や医療機関等を訪問して障害者雇用施策について説明等を行うこと。

### (4) 障害者本人やその保護者に対する働きかけ

福祉的就労から一般雇用への移行に関しては、福祉施設等の職員のみならず、福祉施設等を利用している障害者本人やその保護者においても、一般雇用に対す

る不安感が依然として大きい現状にあり、その大きな要因の一つとして、一般雇用や雇用支援策に関する十分な理解が得られていないことがあるとの指摘がある。

したがって、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進に関しては、福祉施設等の職員のみならず、障害者本人やその保護者に対しても働きかけを行い、一般雇用に対する不安感を取り除き、一般雇用への移行に対する安心感の醸成を図っていくことが、重要である。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、福祉施設等を利用している障害者本人やその保護者、また、養護学校等の生徒やその保護者に対して、福祉施設等や養護学校等と連携をとりながら、セミナーや事業所見学会等への参加について、働きかけを行うこと。

また、障害者団体と連携して、例えば、障害者団体の会合において、一般雇用や雇用支援策に関する理解を促進するための説明を行う等の取組に努めること。その際には、アドバイザーの活用も考えられること。

さらに、障害者団体に委託して実施している「障害者職業自立等啓発事業」の一環として行われる「自立啓発セミナー」等が開催される地域においては、当該障害者団体との連携を密にして、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進という観点から、当該セミナーが効果的に実施されるよう、必要な協力を行うこと。

#### (5) 一般雇用を希望する障害者に対する個別支援の実施

##### イ 福祉施設等を利用している障害者の就職希望等の把握

福祉施設等を利用している障害者の中には、一般雇用を希望している障害者が少なからずいるとする調査結果もあることから、公共職業安定所は、上記第1の1の(1)による福祉施設等の現況把握や上記(4)による障害者本人に対する働きかけ等と併せて、当該福祉施設等との連携の下、例えば、アンケート調査を行う等により、福祉施設等を利用している障害者の就職希望等を把握するよう努めること。

##### ロ 一般雇用を希望する障害者に対する個別支援の実施

上記イ等により一般雇用を希望する障害者を把握した場合には、公共職業安定所は、当該福祉施設等との連携の下、下記(イ)及び(ロ)により、下記第3にも留意して、個別支援を実施すること。

その際には、公共職業安定所における障害者に対する就職支援のサービスは、地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関と協調して提供されるものであること、したがって、個々の障害者の障害の態様や支援ニーズ等の情報をこれらの機関と共有することがあることについて、障害者本人及び必要に応じてその保護者に対し、わかりやすく説明して、理解を得るようにすること。

(イ) 地域障害者就労支援事業の実施公共職業安定所においては、可能な限り、当該障害者を地域障害者就労支援事業の対象者とすること。

(ロ) (イ)以外の公共職業安定所においては、地域障害者就労支援事業によるチーム支援に準じて、当該福祉施設等、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者職業訓練コーディネーター等と連携し、チーム支援による一般雇用に向けた一貫した支援を実施すること。

チーム支援の実施に当たっては、職場実習、グループ就労訓練、障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の雇用支援策を活用すること。

### 第3 個別支援を着実につなぐための、福祉施設等との連携の強化

#### 1 就労移行支援事業実施予定者との連携関係の確立

##### (1) あらかじめの連携関係の確立

障害者自立支援法に基づく新サービス体系の下で、一般雇用に向けた支援を行う就労移行支援事業者との連携については、個別支援計画の作成・見直しに当たってのケース会議への参加、就職に向けたガイダンスの実施、職場実習先の開拓等、当該事業を利用する個々の障害者に対する支援の各段階において、公共職業安定所が緊密な連携をとることを予定している。

したがって、公共職業安定所は、管内において就労移行支援事業を実施することを予定している事業者とあらかじめ連携関係を確立し、上記のような具体的な連携の在り方について調整を行う等、当該事業を利用する障害者の円滑な就職に向けた継続的な支援の構築に努めること。

##### (2) 離職した障害者の再就職支援における連携

離職した障害者が再就職に向けて再チャレンジする場合について、これまでは障害者の状況に応じ、直ちに求職活動を行う者については職業紹介を、技能の習得を目指す場合は職業訓練の受講指示・推薦等を、専門的な支援を必要とする場合は地域障害者職業センターへのあっせんを、生活面の立て直し等が必要な場合は障害者就業・生活支援センターにあっせんする等により、対応してきたところであるが、本年10月以降においては、一定程度時間をかけて再就職を目指す場合に、就労移行支援事業の利用が選択肢となり得ることから、この点に関しても、就労移行支援事業の実施を予定している事業者との連携関係の構築に努めること。

#### 2 障害者就業・生活支援センターとの連携

求職者のうち、生活面の支援が必要な障害者や、就職後において継続的な職場適応支援が必要と考えられる障害者については、公共職業安定所における求職活動の

段階から障害者就業・生活支援センターにも登録し、公共職業安定所と障害者就業・生活支援センターが緊密に連携して求職活動や職場適応の支援を行うことにより、円滑な就職や職場定着を図ることが重要である。

このため、障害者就業・生活支援センターが設置され、その活動区域となっている地域においては、公共職業安定所は、当該センターと調整し、連携して支援を行う仕組みを構築した上で、上記のような障害者が当該センターによる支援をまだ受けていない場合には、当該障害者に対して当該センターへの登録の勧奨を行うこととする等、当該センターとの連携による効果的・継続的な支援の実施に努めること。

なお、このような連携の仕組みの構築に際しては、都道府県労働局は、必要に応じ、公共職業安定所と障害者就業・生活支援センターとの間の必要な調整等を行うこと。

### 3 ジョブコーチ支援実施機関との連携

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援については、今般の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正によって職場適応援助者助成金制度が創設されたことにより、地域障害者職業センターのみならず、就労支援ノウハウを有する福祉施設等や事業所が広く実施することができることとなり、今後、その担い手が広がっていくものと考えられる。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、上記の助成金制度によるジョブコーチ支援を実施する機関に対し、地域の雇用失業情勢や障害者の職業紹介状況に関する情報を提供する等、日常的な連携の確保に努めるとともに、個別の具体的な支援に関しては、地域障害者職業センターと連携を図り、これらの機関による支援を効果的に活用し、障害者の円滑な就職及び職場適応に努めること。

### 4 障害者委託訓練受託法人等との連携

障害者委託訓練については、都道府県に配置された障害者職業訓練コーディネーターが公共職業安定所等と連絡調整を行いつつ、障害者、委託先双方の状況を把握してコーディネートするものであるが、社会福祉法人、NPO法人等も受託機関となって機動的に実施でき、また、福祉施設等の利用者のうち、支援費により運営されている施設及び運営費について補助金が支給されている授産施設、小規模通所授産施設の定員外の者について実施することが可能な公共職業訓練であり、一般雇用を希望する障害者に対する就職促進ツールとして効果的な活用が望まれる。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、福祉施設等の現状把握や基盤整備事業の実施の際に、福祉施設等、障害者等に対して障害者委託訓練を周知するとともに、受講生や委託先の開拓について、都道府県職業能力開発主管課、都道府県ごとに定められている拠点職業能力開発校及び障害者職業訓練コーディネーター

との緊密な連携を図ること。

また、福祉施設等が障害者委託訓練を実施する場合には、当該施設内での職業訓練に職場実習を組み合わせる実施することが効果的であるので、公共職業安定所は、障害者委託訓練の受託を検討している福祉施設、障害者職業訓練コーディネーター等との連絡を密にして、この方法による実施を含め、一般雇用を希望する障害者の就職促進ツールとして障害者委託訓練の積極的な活用を図ること。

さらに、訓練受講者に係る情報を、障害者委託訓練の受託法人等、障害者職業訓練コーディネーターと受講中から共有し、訓練修了後の着実な職業相談・職業紹介につなぐよう努めること。

## 5 養護学校等との連携

### (1) 「個別の教育支援計画」の策定等における連携

文部科学省においては、全都道府県教育委員会に対する委嘱事業として平成15年度から「特別支援教育体制推進事業」に取り組み、教育、福祉、医療、労働等の関係機関の連携協力を確保するための「特別支援連携協議会」の設置、養護学校等における「個別の教育支援計画」の策定等を推進しているところである。

都道府県労働局及び公共職業安定所は、平成17年4月20日付け職高障発第0420001号「盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について」により通知しているように、引き続き、特別支援連携協議会への参加、個別の教育支援計画の策定に係る支援会議（ケース会議）への参加等を求められた場合には、これに協力すること。

特に、就職を希望する生徒の就職支援については、養護学校等が行う個別の教育支援計画の策定段階から、公共職業安定所をはじめ、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関が当該支援会議に参加・協力し、就職に向けたガイダンスの実施（生徒本人だけでなく、保護者等も含む。）、職場実習先の開拓、職場実習中の指導、職業紹介等を計画的に進めていくことが効果的であることから、公共職業安定所は、こうした具体的な連携の在り方について養護学校等に働きかける等、地域の関係機関を含めた支援体制の構築に努めること。

### (2) 養護学校等の生徒に対する効果的な支援

地域障害者職業センターにおいては、就職を希望する養護学校等の生徒（原則として3年生）であって、学校卒業後の就職又は職場適応に関して特に専門的な支援を必要とする障害者（発達障害者を含め、個別にきめ細かな専門的支援を要する障害者）について、職業リハビリテーション計画の策定や職業準備支援を実施しているので、公共職業安定所は、養護学校等及び地域障害者職業センターと連携を図り、これらの生徒の円滑な就職及び職業生活への移行に向けた効果的な

支援に努めること。

また、本年1月に創設された「グループ就労訓練助成金（職場実習型）」について、引き続き、養護学校等に周知し、効果的な活用の促進を図ること。

## 6 医療機関等との連携

精神障害者の円滑な就職を促進するためには、医療機関等と連携していくことが重要である。

したがって、医療機関等の支援が必要な精神障害者についても就職に向けた準備を行うことができるよう、引き続き「医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業」を実施するとともに、本事業以外においても、必要に応じて出張相談や職業講話を実施すること等により、医療機関等との連携を深め、医療・生活支援から就業支援まで含めた円滑な支援活動を展開できる環境を整備するよう努めること。

## 7 「就労支援関係機関一覧」の作成と活用

公共職業安定所は、上記1から6までに掲げた機関等の地域の就労支援関係機関について、機関の種別ごとに、連絡先、支援の特徴等をまとめた「就労支援関係機関一覧」や、それを地図上に整理した「就労支援資源マップ」等を作成し、上記第1の「福祉施設等就労支援データベース」とともに障害者に対する個別の支援に活用するほか、福祉施設等に配付して共有することにより、地域の支援ネットワークの強化に役立てること。

また、「就労支援関係機関一覧」を活用して、就労支援関係機関に対し、地域の雇用失業情勢や障害者の職業紹介状況に関する情報を日常的に提供する等の工夫に努めること。

なお、都道府県労働局は、各公共職業安定所の「就労支援関係機関一覧」等を集約し、都道府県レベルにおける「就労支援関係機関一覧」の整備を図ること。

## 8 公共職業安定所内の体制の整備

### (1) 障害者求人情報の把握・整理

障害者福祉施策等との連携の強化により、今後、福祉施設等から一般雇用への移行を希望する障害者が増加することが見込まれ、これらの者に対して、企業ニーズを踏まえた的確な支援が求められる。

一方、雇用率達成指導の基準を見直すこととしており、これに基づく厳正な指導の実施により、雇用率未達成事業主からの障害者を対象とする求人が増えることも予想され、これら求人に対して速やかな充足が求められる。

すなわち、障害者の求人・求職の両面から、一層、迅速かつ的確なマッチングが求められることになると考えられる。

このため、引き続き、管内事業所の障害者の採用動向の把握及び障害者求人の確保に努めるとともに、例えば、求人職種による分類等、適切な整理を行う等により、求職障害者や福祉施設等からの相談等に迅速に対応ができるようにし、これらを通じて迅速かつ的確なマッチングの実現に努めること。

また、マッチングについての好事例を収集し、活用を図ること。

## (2) 公共職業安定所全体が適切に対応できる体制の整備

福祉施設等との連携は、専門援助部門のみの連携ではなく、公共職業安定所全体が一体となって組織的に行うものであることから、一般職業紹介部門、求人・事業所部門を含めた公共職業安定所の全職員が、障害や障害者について正しく理解し、障害者の就労支援について情報を共有して、障害者自身、福祉施設等、事業主、障害者の就労支援に関係する機関等に対し、組織としての的確な対応ができる体制を整えること。

## 9 「就労移行課題チェックリスト」の効果的活用

現在、障害者職業総合センターにおいて、障害者が一般雇用へ移行する際の課題を把握する「就労移行課題チェックリスト」の作成作業が、進められている（本年7月頃完成予定）。

本チェックリストは、障害者が一般雇用に移行するための課題を把握し、それを改善していくための支援計画を作成し、実行するためのツールであり、労働関係機関と福祉施設等が共通して使用することができるものとして、開発を進めているところである。

具体的な活用の場面としては、例えば、就労移行支援事業において、支援計画を作成する際や支援中の課題把握に活用するほか、求職活動を行う段階において、就労移行支援事業者と労働関係機関（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）が当該就労移行課題を共有することにより、連携して効果的な支援を行うこと等が、想定されている。

本チェックリストが完成した段階であらためて通知することとするが、公共職業安定所は、就労移行支援事業者等との連携の下、本チェックリストの効果的な活用を図り、障害者の一般雇用への移行促進を効果的に進めるよう努めること。

## 第4 その他

### 1 障害福祉計画の策定への関与

障害者自立支援法においては、障害者等（障害者及び障害児）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村に対し、「障害福祉計画」の作成を義務づけているところである。

当該計画においては、現行の施設が、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行を終了する平成23年度を目標年度として、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に関し、数値目標を設定することを予定している。

特に、「福祉施設から一般就労への移行」に関しては、「平成23年度において、同年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることを目指す」、「就労継続支援利用者のうち、3割は雇用型を目指す」という数値目標を予定しており、その達成を図るため、市町村及び都道府県の福祉担当部局は、都道府県労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、次の①～⑥の事項について、数値目標を設定することとされている。

都道府県労働局は、障害福祉計画の策定に積極的に関与するとともに、上記第2及び第3の取組等を通じて、主体的に当該目標の達成に向けた取組を行うこと。

- ① 就労移行支援事業の利用者数
- ② 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数
- ③ 障害者委託訓練事業の受講者数
- ④ 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の開始者数
- ⑤ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数
- ⑥ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等

## 2 「障害者雇用支援合同会議（仮称）」への積極的な関与

上記1の「障害福祉計画」において設定された目標を達成するため、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる「障害者雇用支援合同会議（仮称）」を設け、統一的に施策を進めていくことが想定されている。また、将来的には、障害保健福祉圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましいとされている。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、当該合同会議に積極的に関与し、上記第2及び第3の取組等を通じて、上記1の目標の達成に向けた連携体制を強化すること。

なお、当該合同会議設置後は、障害職業紹介業務取扱要領の第2章第8節1の「都道府県障害者雇用連絡協議会」の機能を当該合同会議に持たせることとし、同協議会は発展的に解消させることとする。

また、将来的に障害保健福祉圏域ごとの取組を調整する体制が整備された際には、障害職業紹介業務取扱要領の第2章第8節2の「障害者雇用連絡会議」の機能を当該障害保健福祉圏域ごとの体制に統合することとしていること。